

西予市みかめ本館

指定管理者 募集要項

令和7年8月
愛媛県西予市
(産業部経済振興課)

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	施設等の概要	1
3	指定管理者が行う業務	1－2
4	指定期間	2
5	経費に関する事項	2－3
6	応募資格・条件	3
7	応募の手続き	3－5
8	審査方法	5－6
9	決定までのスケジュール	6
10	指定管理業務に係る協定の締結	6
11	問い合わせ先	7

1 指定管理者制度の趣旨

西予市では、西予市みかめ本館の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第73号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、西予市みかめ本館の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集いたします。

2 西予市みかめ本館の概要等

（1）施設の名称

西予市みかめ本館

（2）施設の所在地

西予市三瓶町朝立1番耕地548番地2

（3）設置条例

西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第10号）

（4）施設の設置目的

西予市三瓶地域における宿泊施設不足の解消と地域間交流の促進を図り、併せて、中心市街地の活性化を推進し、地域の発展に寄与することを目的に設置する。

（5）施設内容

敷地面積 653.21m²

床面積 1,625.00m²

施設の内容

1階 フロント、ロビー、喫茶レストラン（只今休止中）

2階 多目的ホール、宴会場、

3階 客室3室（和・洋室3）

4階 客室7室（シングル3、ツイン4）

5階 客室1室（特別和室）

6階 客室1室（特別和室）、ふれあいホール、展望浴場（男女各1室）

3 指定管理者が行う業務

西予市みかめ本館の施設の管理運営に関する、次に掲げる業務

（1） 施設の利用の許可に関する業務

（2） 施設の利用に係る料金に関する業務

（3） 施設の維持管理に関する業務

（4） 前3項目に掲げるもののほか、市長が必要とみとめる業務

4 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間を予定しています。

ただし、この期間は、西予市議会での議決により確定することとなりますので留意してください。

また、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 経費に関する事項

西予市みかめ本館は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項で定める利用料金制を採用します。

指定管理者は、西予市みかめ本館を利用する者が支払う施設利用料金、市が指定管理者に支払う経費（以下「委託料」という。）並びに利用者へのサービス向上等のために指定管理者が実施する自主事業による収入（以下「自主事業収入」という。）をもって、管理運営業務を行うものとします。

（1）経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき支払います。支払時期や額は双方相談の上定めます。

（2）市が支払う委託料（令和8年度指定管理料）に含まれるもの

①施設維持管理費

指定管理施設の施設維持管理に要する経費並びに消防設備保守点検業務などの委託料。

②業務管理費にかかる光熱水費並びに清掃管理費の一部。

（3）修繕の取扱い

大規模修繕は市で実施し、小規模修繕（備品含む）は指定管理者の責任で実施することとします。ただし、1件150万円を超えるものは市と協議することとします。（施設の改修等又は備品の購入に係る取扱基準参照）

（4）指定管理委託料上限額（予定）

1,797千円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は、西予市議会での議決により確定することとなりますので留意してください。

※予算の範囲内で毎年度ごとに締結する協定書で定めます。

（5）その他

① 予算の議決により委託料が変更される可能性があります。

② 特別な事情がない限り決定した委託料は変更しません。

6 応募資格・条件

応募者は、法人その他の団体(以下「団体」という。)とし、個人での応募はできません。

また、次の事項に該当する者は、応募することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正又は再生手続をしている法人
- ③ 市から指名停止を受けている法人
- ④ 最近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- ⑤ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

7 応募の手続き

（１）応募書類の提出

① 受付期間

令和 7 年 8 月 15 日（金）から 9 月 10 日（水）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土、日、祝日は除く）
※受付最終日は午後 5 時までとします。

② 受付場所

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
西予市役所 経済振興課
※郵送の場合は消印有効です。
※提出していただいた資料の内容をその場で確認して受領します。

③ 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則（平成 17 年規則第 3 号）様式第 1 号）
- イ 西予市みかめ本館事業計画書（西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則（平成 17 年規則第 3 号）様式第 2 号）
- ウ 収支計画書（西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則（平成 17 年規則第 3 号）様式第 3 号）

④ その他関係書類

- ア 法人の定款若しくは寄付行為
- イ 登記事項証明書（申請日前 3 ヶ月以内に交付されたもの）
- ウ 事業報告書、収支計算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録など、法人の事業及び経営の状況を明らかにする書類（直近 3 年度分）

エ 団体の概要がわかるもの（法人の組織及び運営に関する事項、設立趣旨がわかるもの）

オ 直近1年度分の法人の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）

カ 管理運営に係る従事予定者の名簿、経歴、採用の見通し状況及び管理体制組織（36 協定、労働条件通知書）等

（2）留意事項

① 提出書類の規格

使用する用紙の規格は、原則A4縦長とし、図面など規格を超えるものはA4の大きさに折り曲げて、左側をクリップでとめてください。

② 提出書類の使用言語

提出書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。

③ 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません（軽微な修正を除く）。

④ 提出書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

また、提出された書類については、個人に関する情報等を除き、公開されることがあります。なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

イ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

⑤ 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

⑥ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑦ その他

市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

（3）応募書類の提出部数

提出書類及びその他関係書を正本1部 副本5部提出してください。

（4）質問事項の受付

応募にあたって、ご質問等がある方は、次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和7年8月15日（金）～8月29日（金）

② 受付方法

質問票（任意様式）により電子メール

(keizaishinkou@city.seiyo.ehime.jp)

又はファックス（0894-62-6571）で受け付けます。

※電話でのご質問にはお答えできませんので、ご注意願います。

③ 回答方法

電子メール、ファックス、又は市ホームページへの掲載により回答します。

（5）費用の負担

応募に要する経費は、応募者の負担とします。

8 審査方法

指定管理者の選定に当たっては、「西予市指定管理者選定評価委員会」を設置し、応募者から申請書類の審査やヒヤリング等を実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、合計得点の最も高い者を指定管理者の候補者として選定します。

（1）審査基準

- ① 市民の平等な利用が確保されていること。
- ② 施設の効用を最大限発揮するものであること。
- ③ 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

（2）審査結果の通知・公表

審査結果については、応募者全員に対して通知するとともに、市のホームページにおいて公表します。なお、応募団体の名称を公表させていただきます。

9 決定までのスケジュール

（1）指定管理者の募集期間（応募書類の受付）

令和7年8月15日（金）～9月10日（水）

（2）審査（ヒアリング）

令和7年9月25日（木）

※実施時間については追って連絡します。

（3）指定管理候補者決定

令和7年10月（予定）

- (4) 指定管理者の指定の議決
令和7年12月(予定)
- (5) 指定管理者の指定の告示
議決後すみやかに告示します。
- (6) 指定管理業務の開始
令和8年4月1日

10 指定管理業務に係る協定の締結

指定管理者の指定の後に、市と指定管理者は、指定管理業務に関し、指定管理期間中の包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

なお、指定管理者が法人等のグループである場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出してください。

11 問い合わせ先

〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市産業部経済振興課
電話 0894-62-6408 ファックス 0894-62-6571
メール: keizaishinkou@city.seiyo.ehime.jp